

令和4年 第8回

豊後大野市農業委員会 総会議事録

日 時 令和4年8月16日(火) 午後2時00分
 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4階 正庁ホール

出席委員

出席委員 14名 欠席委員 1名

	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
会長	15	衛藤 英教	○						
委員	1	三代 忠佑	×	6	渡邊 丸美	○	11	廣瀬 英雄	○
	2	麻生祐三子	○	7	衛藤 講治	○	12	三宮 憲治	○
	3	後藤 綾子	○	8	小野伊八郎	○	13	後藤 茂廣	○
	4	木村滋一朗	○	9	久保田直宏	○	14	工藤 妙子	○
	5	小野不二夫	○	10	工藤 幸市	○			

農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇
 係 長 原尻 雄一
 係 員 松尾 太貴 柴谷 孝俊
 農業振興課 甲斐 久満 鎌倉 誠

議事録署名委員の指名

12番 三宮 憲治 13番 後藤 茂廣

報告事項

- (1) 会長報告及び各種報告
- (2) 報告第12号 農地法第18条第6項の規定による合意契約の通知について
- (3) 報告第13号 農地所有適格法人の要件審査について

議 事

- (1) 議案第43号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて
- (2) 議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、
農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画(一括方式)の決定について
- (3) 議案第45号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、
農用地利用配分計画(案)について
- (4) 議案第47号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (5) 議案第48号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (6) 議案第49号 現況証明(非農地証明)について
- (7) 議案第50号 農地移動適正化斡旋委員の指名について

会議の概要

事務局	会長に報告いたします。本日の出席委員は14名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。 それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(1) 開 会

議 長	みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。(以下省略) 皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしく申し上げます。 それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は14名であります。 開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。 また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。 それでは、ただいまから令和4年第8回豊後大野市農業委員会を開会いたします。 (とき：午後2時00分)
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 議事録署名委員の指名

議 長	日程2の議事録署名委員の指名ですが、豊後大野市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、私から指名いたします。 12番：三宮憲治委員、13番：後藤茂廣委員にお願いします。
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 報告事項

議 長	日程3の報告事項に入ります。 まず、会長報告及び各種報告がありますが、令和4年第7回定例総会から本日の令和4年第8回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。資料1をご覧ください。 その中から、※のついた2点について、資料1の下段に会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。 (資料1を朗読)
議 長	私からの報告は以上です。 続いて、「報告第12号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局の説明を求めます。

事務局	<p>それでは、事前に配布しています議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番及び番号2番の2案件について朗読)</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議長	<p>質問が無いようですので、次に進みます。</p> <p>続いて、「報告第13号 農地所有適格法人の要件審査について」事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番から番号3番までの3案件について朗読)</p>
議長	<p>説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議長	<p>質問が無いようですので、次に進みます。</p>

(4) 議 事

議長	<p>これより、日程4の議事に入ります。</p> <p>まず、「議案第43号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて」を議題とします。</p> <p>それでは、提出者の説明を求めます。</p>
農業振興課	<p>農業振興課農政企画係の鎌倉です。よろしくお願ひします。</p> <p>それでは農地転用見込みについて説明させていただきます。事前に配布いたしました別冊議案書の議案第43号をご覧ください。あわせて概要書1ページと図面は1ページからお開きください。</p> <p>農業振興地域整備計画の変更をするために、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて農業委員会の意見を求める。</p> <p>令和4年8月16日提出 豊後大野市長 川野 文敏</p> <p>(議案書に基づいて令和4年8月17日公告予定分を朗読)</p>
議長	<p>提出者である農業振興課の説明が終わりました。</p> <p>ここで、番号1番の1案件について、地区審査会の報告を求めます。</p> <p>それでは、番号1番の1案件を2番：麻生祐三子委員にお願いいたします。</p>
2番委員	<p>緒方の麻生祐三子です。8月5日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件については、申請者■■■■さんの農用地利用計画変更の用途変更にかかる農地転用見込みについてであります。既設の牛舎に近く、牛の管理がし易</p>

	<p>いことから、生産性の向上を図るため、申請地に新しく牛舎を建設する計画を立てたことから、用途変更をお願いしたいとのことであります。変更後の農地区分は農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地に該当するため農用地区域内農地となります。</p> <p>許可基準は、第2の1の(1)のアの(イ)のbの農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることに該当します。農地転用の許可の要否は、第4条申請が必要となります。</p> <p>地区審査会の意見としましては、農用地区域内であるが、農業用施設への転用は例外的に許可することができる場合に該当し、転用は可能であるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第43号の番号1番の1案件についてこれより質疑を許可します。</p> <p>はい、4番委員。</p>
4番委員	<p>4番の木村です。一つ教えていただきたいのですが、隣接する場所に田がありまして、ここに設置するものが牛舎そして堆肥置き場等があるのですが、その場合、牛からの糞尿が排出されると思うのですけれども、隣接する田や近隣の田にどのような影響を及ぼすかにおいて、許可する場合の基準についてはどのようなものがあるか教えていただけないでしょうか。</p>
農業振興課	<p>農振の用途変更に関しては5要件ありまして、その中で、近隣の農用地等に影響はないと認められるという内容の一文がありまして、今回に関しましても、そういった影響がないというふうに判断ができるとみなしまして、用途変更の届出を受け付ける形になりました。</p>
4番委員	<p>要件というか、判断する際の具体的な条件がないと、例えばの話ですが、圃場から糞尿が出て、糞尿の中に、当然これは牛舎なので大腸菌などが含まれてるはずで、その水が例えば水路に入り込んで、他の水田の中に入る可能性がある場合、他の水田の中に大腸菌で汚染された水が入っていくということになるわけですね。</p> <p>そうすれば、以前ありましたけれども0-157の大腸菌感染のような場合があるので、今言われたように判断されたことはわかるのですが、具体的な判断基準についての内容がないと、何が適切なのかという判断ができないので、こういった田に隣接するところに畜産施設を作る際に、例えば排水が個別に管理されている、もしくは、排水が浄化槽を通過して、ある程度環境基準を満たした上で水路に入っていくとかいう要件がないとパッとみて問題ないなという風にならないと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
議 長	<p>改めて調査をして、色々な事例や許可の基準があれば報告願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>ただいまの件ですが、農地については図面2ページの986-1、■■■■さんの農地です。隣接する両隣は本人の農地ということで、他人の農地に迷惑をかけていないということが農業委員会の判断として、一つありました。</p> <p>もう一つ、し尿等の件については、施設の詳細で判断出来る部分もあるのではないかと思います。そこについては後日、回答させていただきたいと思います。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。他に質疑はありませんか。</p> <p>はい、11番委員。</p>
11番委員	<p>現在、周りの土地の関係者に同意書はとることになっているのですか。</p>

事務局	同意書までは求めています。
11 番委員	以前、15、16 年前に、周りに田があって、申請者が木を植えたいという時には、周りの耕作者の同意書を求めていたかと思うのですが。そういうことは今は無いのですか。
事務局	同意書はありませんが、何か問題がありそうな場合には同意はとってくださいという形で求めています。基本的に書面での提出は求めています。
議 長	よろしいでしょうか。他に質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。 審査報告は、議案第 43 号の番号 1 番の 1 案件について、「転用は可能である」との報告です。これから裁決します。議案第 43 号の番号 1 番の 1 案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
事務局	挙手全員です。
議 長	挙手全員により、「議案第 43 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて」の番号 1 番の 1 案件については、地区審査会の審査意見のとおりとします。 次に、「議案第 44 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」を議題とします。 それでは、提出者の説明を求めます。
農業振興課	農業振興課農政企画係の甲斐です。よろしくお願ひします。 それでは、議案第 44 号の説明をさせていただきます。3 ページの議案第 44 号をご覧ください。 農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。 令和 4 年 8 月 16 日提出 豊後大野市長 川野文敏
議 長	（議案書に基づいて令和 4 年 8 月 17 日公告予定分を朗読） 提出者である農業振興課の説明が終わりました。 ここで、議案第 44 号の案件につきましては、2 番委員が関係していることから、農業委員会会議規則に基づき、退席をお願いします。 （2 番委員 退室）
議 長	この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、議案第 44 号についてこれより質疑を許可します。 [ありません]の声あり
議 長	無いようですので、質疑を打ち切り採決します。議案第 44 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
事務局	挙手全員です。
議 長	挙手全員により、「議案第 44 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」は、

	<p>原案のとおり決定されました。 2番委員の入室を認めます。</p> <p>(2番委員 入室)</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、「議案第45号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく、農用地利用配分計画(案)について」を議題とします。 それでは、提出者の説明を求めます。</p>
<p>農業振興課</p>	<p>引続き、同じ冊子の10ページ目をご覧ください。議案第45号でございます。 今回、中間管理機構の貸借地にて配分替えがございます。配分替えの計画につきましては別の議案として提出いたしております。 それでは、農用地利用配分計画(案)を別紙のとおり策定するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。</p> <p>令和4年8月16日提出 豊後大野市長 川野文敏</p> <p>(議案書に基づいて令和4年8月17日公告予定分を朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>提出者である農業振興課の説明が終わりました。 ここで、議案第45号の案件につきましては意見を求められております。 この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、議案第45号についてこれより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決します。議案第45号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>挙手全員です。</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員により、「議案第45号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画(案)について」は、原案のとおり「問題ない」といたします。 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。</p> <p>(とき、午後2時26分)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、再開します。</p> <p>(とき、午後2時27分)</p>
<p>議 長</p>	<p>次に「議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の2ページ、あわせて概要書の2ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番から番号3番までの3案件について朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p>

	<p>ここで、番号1番から番号3番までの3案件について、地区審査会の報告を求めます。それでは、番号1番の1案件を3番：後藤綾子委員にお願いいたします。</p> <p>3番委員 三重の後藤綾子です。8月8日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。譲受人は、一昨年まで実家で米作の手伝いをしていました。また、自動車工場移転の際、知人の紹介で譲渡人の土地を購入し工場を建築した経緯があります。譲渡人は市外在住で、将来地元に戻ることもないため農地を手放したいと考えました。現在管理を依頼している人に相談しましたが断られたので、今回譲受人に相談したところ、申請地は譲受人の自動車工場のすぐ近くであり、利便性も良いことから売買することで話がまとまり、申請を行ったものです。</p> <p>譲受人の権利取得後の経営面積は、59aとなり、下限面積の30aを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>次に、番号2番の1案件を6番：渡邊丸美委員にお願いいたします。</p>
	<p>6番委員 緒方の渡邊丸美です。8月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号2番の案件についてですが譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。譲渡人は体調が悪く農業が出来なくなったことから農地の整理を考え、地形を整備することを含めて譲受人に相談しました。譲受人も自身の経営地に隣接しており利便性が良いことから、売買することで話がまとまったため、今回申請するものです。</p> <p>譲受人の権利取得後の経営面積は、124aとなり、下限面積の30aを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>次に、番号3番の1案件を8番：小野伊八郎委員にお願いいたします。</p>
	<p>8番委員 朝地の小野伊八郎です。8月6日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号3番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。譲受人は、セカンドハウスを取得したいと考え、物件を探していました。譲渡人所有の物件を見つけ相談したところ、譲渡人所有の農地を取得することを条件に出されたことから、譲受人もセカンドハウスに近く利便性が良いため、贈与することで話がまとまり、今回申請を行ったものです。</p> <p>譲受人の権利取得後の経営面積は、104aとなり、下限面積の30aを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第46号の番号1番から番号3番までの3案件についてこれより質疑を許可します。</p> <p>はい、3番委員。</p>
	<p>3番委員 3番の後藤綾子です。2番目の案件で、地形を整備することを含めてと記載がある部分について教えてください。あと、譲受人が94歳とありますが、体調等は大丈夫なのでしょうか。</p>
事務局	<p>地形の整備ということでもありますけれども、譲受人の方ですが、二年前にも農業委員</p>

	<p>会の審査にかかっております。その際、今回申請に上がっている農地の隣を購入しています。その農地と一筆で管理をしたいということで今回の申請が上がってきているところであります。</p> <p>年齢の件であります。許可要件の中に年齢制限はありませんが心配はしてありましたところ、大分市のお子様がいらっしゃるということで、手伝いには帰ってきているということを知っております。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。他に質疑はありませんか。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>審査報告は、議案第46号の番号1番から番号3番までの3案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第46号の番号1番から番号3番までの3案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により「議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1番から番号3番までの3案件については、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、「議案第47号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の2ページ、概要書の5ページ、図面の4ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番の1案件について朗読)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番の1案件について、地区審査会の報告を求めます。</p> <p>それでは、番号1番の1案件を9番：久保田直宏委員をお願いいたします。</p>
9番委員	<p>三重の久保田直宏です。8月8日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、申請者■■■■さんの農地の転用の件についてであります。申請者は、県外に居住しており、また、申請地は、周辺の道路より低い場所で雨水が溜まることから耕作に不向きであり、管理に苦慮していました。</p> <p>今回、近隣の土地の所有者より、土の譲渡の話を持ちかけられたことから、埋め土工事を行った上で果樹を植付けたいため申請するものです。</p> <p>審査の結果、許可基準の農地区分第3種農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のエの(イ)の第3種農地の転用は、許可をすることができるに該当すると認められ、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第47号の番号1番の1案件について、これより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>審査報告は、議案第47号の番号1番の1案件について、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。</p>

<p>議 長</p> <p>2 番委員</p>	<p>事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番及び番号2番の2案件について、地区審査会の報告を求めます。</p> <p>それでは、番号1番及び番号2番の2案件を2番：麻生祐三子委員にお願いいたします。</p> <p>緒方の麻生祐三子です。8月5日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願についてであります。申請地は、亡父が相続により取得しましたが、既に県外に居住していたため、30年以上耕作しておらず、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>次に番号2番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願についてであります。申請地は、農地法第5条許可を取得せずに転用を行った土地で、現況は進入路となっておりますが、転用後20年以上経過しているため申請したものです。判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。周囲への影響については、コンクリート舗装により土砂の流出を防いでおり、隣接地に耕作地があるが、畦があるため、周囲への影響は認められません。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p>	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第49号の番号1番及び番号2番の2案件について、これより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
<p>議 長</p>	<p>審査報告は、議案第49号の番号1番及び番号2番の2案件につきまして、「発行基準に該当する」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第49号の番号1番及び番号2番の2案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>挙手全員です。</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員により、「議案第49号 現況証明（非農地証明）について」の番号1番及び番号2番の2案件については、原案のとおり証明することに決定されました。</p> <p>次に、「議案第50号 農地移動適正化幹旋委員の指名について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の4ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番及び番号2番の2案件について朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p>

議 長	<p>斡旋委員は、農業委員会が指名することとなっています。あらかじめ地区審査会等で推薦されていますので、私から斡旋委員を指名いたします。</p> <p>それでは、番号1番及び番号2番の2案件を、9番：久保田直宏委員と20番：羽田野幸一委員にお願いします。</p> <p>なお、この案件については、お世話していただく斡旋委員をご指名いたしましたが、迅速かつ適切な斡旋処理を行うためには、斡旋委員のみならず、他の農業委員さんの支援や協力も不可欠であると考えています。積極的な情報の提供等、御支援、御協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>これをもちまして、令和4年第8回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。</p> <p>(とき、午後2時59分)</p>
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

豊後大野市農業委員会会議規則第20条の規定により、ここに署名する。

議事録署名委員 12番委員 三島 忠治

〃 13番委員 後藤 藤茂